

新たな船出にあたって

島根県農業共済組合として第1号の広報紙を通じて、

県下の組合員の皆様にご挨拶させていただきます。

農業共済事業の発足

度により、食糧増産に努力することとなりま 災害補償法」が昭和22年に発足し、島根県下 しました。 の市町村単位に260の農業共済組合が誕生 害で被害を受けて経営に困らないよう「農業 した。せつかく実現した自作農民が、自然災 の農家に解放して自作農民とする農地解放制 大地主の農地を市町村内で耕作している全て 食糧不足の時、連合国軍GHQの強い指導で、 昭和20年8月15日、日本が戦争に敗れ、大

農業共済組合地域の拡大

その後、昭和30年代に入り、市町村の合併

討が進められています。

段階制で運営してきました。 らをまとめる連合会、そして農林水産省の3 共済組合と農業共済事務組合に拡大し、それ で地域が拡大し、県下でも市町村共同の農業

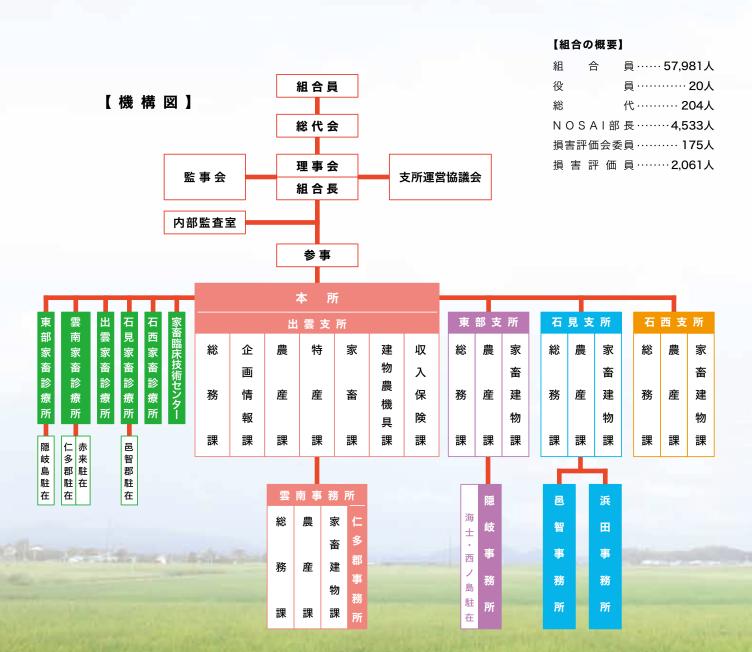
年より県下4組合と連合会の代表者による検 年4月に島根県農業共済組合として発足しま に、島根県知事より設立認可を頂き、平成30 合併設立委員により決定した運営要綱を基本 予備契約書が承認され、総代会で選出された 討委員会で協議を重ねてまいりました。昨年 組むよう強力な指導があり、島根県も平成24 と農林水産省との2段階制で共済事業に取り より、今後は県下1組合となり農業共済組合 熊本の事業実績が良いことから、農林水産省 には、各組合の総代会で、合併の同意と合併 平成13年に県下1組合となったNOSAI

農業保険品目の拡大

さらに損害評価もより合理的な方法とする検 水稲・麦共済が当然加入から任意加入となり 経営を守る収入保険制度の導入と合わせて を守るために、全ての農作物の価格変動から 然災害から守るだけでなく、大型農家の経営 りました。農林水産省も一筆ごとの農地を自 農業法人が農地面積の多数を占める時代とな 借りて耕作を拡大する大型農家・集落営農・ 平坦地も中山間地も自作農が減少し、農地を 超えました。今、農業の経営体も大きく変貌し、 そしてそば共済へと拡充して制度発足70年を 始まり、家畜・果樹・大豆・ハウス・建物・農機具 昭和22年から水稲と麦の当然加入制度から



この様な状況下で、組合員が協力して相互に助け合う精神を基本に、今までの自然災害による補償と合わせて、新たに導入する収入保険制度を積極的に推進していきます。私たち農業共済は、農業経営を守る唯一の組織であるとの責務を強く自覚して、専門職員としての使命を高めることはもとより、責任役員をさせていただいているとの感謝の気持ちでと戦員一同が、努力していきますので、今後ともよろしくお願いいたします。



副組合長理事 **野 義** 出雲市稗原町 徳 高



組合長理事 野 俊 浅 雄 松江市西津田



桑 谷 充 男 松江市鹿島町



加 納 弘 安来市広瀬町



理事 田 和 隠岐郡隠岐の島町 松 久



理 事 佐 伯 徳 明 仁多郡奥出雲町



理 事 堀 江 雲南市吉田町

眞



理事 **山 久** 雲南市木次町 金

任期 平成30年4月1日 ~平成31年2月28日

4

介いたします。 新役員が決定いたしましたので、ご紹平成30年度、新組合のスタートに伴い、



埋 事 阿 郷 照 夫 _{出雲市日下町}



出羽嘉美



森 脇 茂 雄



理事 吉 賀 孝 夫 ^{邑智郡邑南町}



湯 淺 英 行



理事 **熊 谷 直 道** 大田市長久町



理事 **草 野 和 馬** _{益田市美都町}



理事 **草 田 吉 丸** _{鹿足郡津和野町}



理事 三 浦 博 文 _{浜田市三隅町}



監事岸本建夫^{ととおりまま}



監事森田健平安来市清瀬町



 代表監事

 高橋
 譲

 出雲市湖陵町

ずべての農家に

「備え」の種を届けますス

事業計画

され、また、農業共済制度も大幅な見 総合的に補償する収入保険制度が導入 平成31年から、農業者の収入全体を

業者にとってどちらの制度が良いのか、 の制度を取扱うことになりますが、農 直しが行われます。 農業共済制度と収入保険制度の2つ

ていきます。

の経営形態に応じた提案型推進を進め

かの制度に加入してもらえるよう、個々 として、農業共済と収入保険のいずれ 変動などに対するリスクに対する備え 適切なアドバイスを行います。

具体的には、自然災害や市場価格の

講習会や相談窓□の設置などを通じて

1兆2,545億8,526万円 総共済金額

				引 受		共済金額 壬円
					_	一 共済・
	作	水	稲	1,827,869		11,226,244
				63,688,499		
農作		麦		61,952		167,657
				1,306,426		·
		小	計	1,889,821	a	11,393,901
				64,994,925		
	畜		#	20,296		3,107,241
			+	15,456		4,519,915
家畜			甲	23,598	頭	5,734,671
			他	24,641	頭	322,659
			計	83,991	頭	13,684,486
	樹	ぶと		8,219	a	360,837
		収穫か	き	3,487	a	46,845
果樹		<	り	750	a	1,138
		樹体ぶと	ごう	1,225	a	170,800
		小	計	13,681	a	579,620
	物			50,397	a	130,872
畑 作 物		そ	ば	28,530	a	27,183
		小	計	78,927	a	158,055
	設	ガラス	室	25	棟	75,370
園 芸 施 設		プラスチックハウス		4,690	棟	2,929,430
		小	計	4,715	棟	3,004,800
	物	総	 合	6,902	棟	39,260,000
建物			災	90,711	棟	1,169,490,000
		小	計	97,613	棟	1,208,750,000
	具		害	10,042	台	16,825,000
農機具			新	127	台	189,400
			計	10,169		17,014,400

『収入保険制度』がはじまります!



品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少だけ でなく価格低下など収入減少を補償する仕組みです。 農産物ならどのような品目でも対象となります。

9 割) 補てんのイメージ 入が一

た額の一定割合(支払率 農業者ごとに、保険期間 を補てんします。 を下回った場合に、下回っ 定割合(補償限度:上限 0 収

支払い率(9割を上限として選択) 100% 自己責任 部分 90% 積立方式の 組み合せを選択 積立金 80% 保険金 保険方式の 補償限度額 基準収入 基準収入 補てん メージ図 農業者ごとの 過去5年間の平均収入 (5中5)を基本 過去5年間の収入

▶基準収入金額 = 1.000万円の場合

保険料は、7.2万円

補償限度 支払率 保険料率※ (1,000万円×80%選択×90%選択×1%)

積立金は、22.5万円

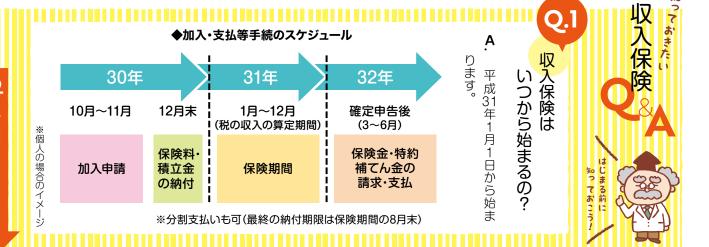
基準収入 支払率 負担割合 (1,000万円 × 10%選択 × 90%選択 × 25%)

※保険料率は予定料率 事務費(賦課金)は未定のため含まれない 合計 29.7万円

補てん方式は2パターン!

立方式を組み合わせるかを選択 があり、保険方式(必須)に積 け捨てとならない「積立方式」 できます。 掛け捨ての「保険方式」と掛

保険料は50%、 積立 金 は 75 %



の国庫補助があります。

お問い合わせ・ご相談は 最寄りの各支所・事務所まで お気軽にご連絡ください。



本所/各支所

本 所/出雲支所

〒693-0004 出雲市渡橋町748番地1 TEL(0853)22-1478 FAX(0853)21-1619

東部支所

〒699-0109 松江市東出雲町錦浜474番地3 TEL(0852)52-6727 FAX(0852)52-5380

石見支所

〒694-0064 大田市大田町大田イ652番地5 TEL(0854)82-0656 FAX(0854)82-0898

石西支所

〒698-0003 益田市乙吉町イ598番地1 TEL(0856)23-1950 FAX(0856)23-1927

各事務所

〒685-0104 隠岐郡隠岐の島町都万2016番地 TEL(08512)6-9152 FAX(08512)6-3330

雲南事務所

〒690-2404 雲南市三刀屋町三刀屋110番1 TEL(0854)45-3635 FAX(0854)45-3673

仁多郡事務所

〒699-1822 仁多郡奥出雲町下横田277番地1 TEL(0854)52-2470 FAX(0854)52-2428

邑智事務所

〒696-0101 邑智郡邑南町井原1286番地5 TEL(0855)95-1034 FAX(0855)95-1035

浜田事務所

〒697-0006 浜田市下府町350番地7 TEL(0855)22-1622 FAX(0855)22-3857

行/平成30年 4月(No.1)

編集発行/島根県農業共済組合

〒693-0004 島根県出雲市渡橋町748-1 tel(0853)22-1478 fax(0853)21-1619 mail:shimane@nosai-shimane.jp

http://www.nosai-shimane.jp/

加入できる農家は?

Α 上げていきます。 なるまで段階的に引き ますが、 限度額の上限が下がり 年未満の農業者は補償 ば加入できます。 に1年分の実績があれ 本ですが、 続して行っている農業 (個人・法人) が基 青色申告実績が5 実績が5年に 加入申請時 ただ

青色申告を5年間継

Α

補償の対象となる要因は?

怪我などで収入減少と 減少に加え、価格低下 を満たせば補償対象と 力を行うなど一定条件 なっても、営農継続努 減少も補償の対象です。 では避けられない収入 など農業者の経営努力 自然災害による収 械の故障や病気、

と基準収入算定シュミ

方はご活用下さい。 険をご検討されている ていますので、収入保 レーションをご用意し 対象外です。 なります。

収入保険

Α

ほとんどの農作物が

対象となる品目は?

対象となります。

意図的な安売りなどは 捨て作りや

どこに相談したらいいの?

の対象である「肉用牛」

肉用子牛」「肉豚」

鶏

. .

は対象外です。

定対策(マルキン等)

ただし、畜産経営安

その2

の相談窓口を開設して 各支所に収入保険制度 軽にご相談ください。 答えしますので、 に対する質問などにお います。 また、 NOSAー島根では、 NOSA一島 収入保険制度 お 気

増加しており、 りました。 ご理解をお願いします。

収入保険と類似制度の

比較シュミレーション

根のホームページには、

回の措置をとることにな そのため、やむを得ず今 の負担が増しています。 時間外の往診依頼は年々 ご迷惑をお掛けしますが 組合員の皆様には大変 獣医師へ

取りが少ない農家は掛金が段階的 が多い農家は掛金が上がり、

に下がります。

率となるので、

共済金の受け取り

受け

農家の被害率に応じた共済掛

導入します。

危険段階基準共済掛金率の設定を 農機具共済を除く)で組合員別の るため、全ての共済事業(建物

診療時間外負担金 2,500円

平成30年 4月1日より 実 施 日 なお、休日(土曜、日曜及び祝日)の診療時間内の 診療負担金は、現行通り1,500円です。

師不足が続く中で、

診療

家畜診療負担金 **値上げのお知らせ**

りましたのでお知らせ 担金を、下記のとおり値 15分以降) 往診の診療負 上げさせて頂くことにな 家畜診療所では、 診療時間外(午後5時 浩 医 (3月31日までの診療時間外負担金は1,500円)

保険法 定し、農家の不公平感の払拭や 害状況を反映した共済掛金率を設 低被害農家の掛金負担の軽減を図 金率の設定が義務化されます。 組合員ごとの危険段階基準共済掛 平成30年4月に施行される農業 NOSA-島根では、過去の被 (旧農業災害補償法)では

危険段階別 **導入します (7)** を